

**第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
令和4年大市教委第2652号に関する部会会議 議事要旨**

1 日 時

令和5年1月19日（木曜日） 10時から11時55分まで

2 場 所

大阪市役所 屋上階P1会議室

3 出席者

＜委員＞

藤木邦顕部会長、安藤麻紀部会長代理、柳本千恵委員、山下晃一委員（委員五十音順）

＜専門委員＞

桶谷千晶専門委員

＜大阪市教育委員会＞

川本総務部長、橋本連絡調整担当課長、栗信企画調整担当課長、松本総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について
- (3) その他

5 議 事

（橋本） 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和4年大市教委第2652号に関する部会第1回会議を開催いたします。本日、部会長に進行をお渡しするまでの司会進行をさせていただきます教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず最初にですけど、この第三者委員会は本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づきまして、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づきまして事実関係の調査やその結果に基づく是正および再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。本部会につきましては、令和4年12月27日付で教育委員会から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために同日付けで第三者委員会委員長により設置されたものでございます。本日は本部会の第一回の会議となりますが、まず部

会委員の皆様と本事案の調査審議に加わっていただく委員、および専門委員の方をご紹介させていただいたのち、本部会の運営要綱の策定についてご議論を頂きたいと思います。その後本事案の調査審議計画や調査手法等についてご議論を頂く予定としております。なお、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うこととなりますが、資料 7 の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、本部会に付きまして個人情報等の非公開情報を取り扱う場合においては会議を非公開にさせていただく必要がございます。そのため、本日の会議におきまして委員の皆様のご判断に基づきまして、ある時点から非公開とせざるを得ないと考えております。それでは、部会長はじめ委員、および専門委員のお名前を私からご紹介させていただきます。まず、藤木邦顕部会長です。よろしくお願いします。安藤麻紀委員です。よろしくお願いします。柳本千恵委員です。よろしくお願いします。山下晃一委員です。よろしくお願いします。桶谷千晶専門委員です。よろしくお願いします。また本日はご欠席されていますが、松本千賀専門委員にも本部会の調査審議に加わっていただきます。本部会の部会長に付きましては第三者委員会規則に基づきまして、令和 4 年 12 月 27 日付で第三者委員会の藤木邦顕委員長が部会長も担っていただけることになっておりますので、この場でご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。また部会長代理につきましては、あらかじめ藤木部会長により安藤麻紀委員がご指名されておりますことを併せてご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、会議の開催にあたりまして、総務部長の川本よりご挨拶を申し上げます。

(川本) 皆さん、おはようございます。ご多忙の折に本部会の第一回の会議にご参加いただきまして、ありがとうございます。また日頃より大阪市立の学校のいじめ対策に第三者委員の委員及び専門委員としてご協力いただいておりますこと、重ねて感謝申し上げます。大阪市教育委員会ではご案内の通り、令和 3 年 4 月にいじめ対策基本方針を改訂いたしまして、重大事態が発生いたしました際には第三者委員会による初動調査を行うこととしております。今回の事案につきましても、既に初動調査を実施頂いたところでございますけれども、被害児童の保護者の方から詳細調査の実施の希望がございましたことから、本部会を設置頂くことになったものでございます。皆様の専門的な見地からのご意見を賜りまして調査審議いただきます事案への適切な対応はもちろんのこと、今後の学校、教育委員会の対応につきましても改善に努めたいと思っております。本日はどうかよろしくお願いいたします。

(橋本) それでは議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則の第 6 条 4 項により部会長が行うものと定めております。それで

は、恐れ入りますが、議事進行の前に藤木部会長の方から一言お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(藤木) おはようございます。本事案につきましては、重大事態ということであり、初動調査を経た上ですけど、詳細調査がご希望もあり必要だと考え、この部会の設置に至りました。委員の皆様、専門委員の皆様には本件の調査する項目は非常に多岐複雑になるかと思うんですけども、どうか審議、報告書作成にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。事務局の皆様にもペースを早めて、大変なご負担を掛けるかと思っておりますけども、どうかよろしくお願いいたします。

(橋本) ありがとうございます。それではこれからの議事進行は藤木部会長にお願いしたいと思います。部会長よろしくお願いいたします。

(藤木) それでは審議に入りたいと思います。まず議題1でございますけれども、運営要綱の策定についてということでございます。これまでに設置された部会の運営要綱を参考にしまして事務局において案の作成をしていただいておりますので、ご説明をお願いします。

(松本) 総務課長代理の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本部会の運営要綱案をご説明いたします。資料5をご覧ください。これまでに設置された部会の運営要綱と基本的には同じ内容で作成の方をしております。まず第一条におきまして本要綱の趣旨を定めております。次に第二条において本市教育委員会からの諮問に基づき、実施する調査審議の範囲を定めております。第三条におきましてWEB会議の方法による会議の開催について定めております。第四条では会議の招集に関する手続きについて定めております。第五条では会議の原則公開を定めるとともに、非公開の場合及びその場合における必要な手続きについて定めております。第六条では議事の進行について、第七条では関係者の出席、第八条で調査の実施、第九条で議事録の作成について定めております。第十条において部会は調査審議を終えた場合その結果を報告書として取りまとめ教育委員会と市長に提出するものとしております。第十一条では委員の守秘義務を規定しております。第十二条では委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。第十三条では本要綱に定めること以外に部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(藤木) ありがとうございます。委員の皆様からは今ご説明がありました運営要綱について、ご質問等はございますでしょうか。よろしければ、特に異議がないようですので、事務局から示されております運営要綱案を採択致しまして本部会の運営要綱といたしたいと思います。よろしいでしょうか。では、今採択を致

しました運営要綱の中に部会の公開についての規定がございます。全部会の共通の傍聴要領についても、事務局の方から簡単に説明をお願いします。

(松本) 本委員会の傍聴要領についてご説明いたします。資料6をご覧ください。先ほど策定いただきました運営要綱第五条におきまして、公開は個人情報を取り扱う場合を除き原則公開することとしております。資料6の傍聴要領は一定のルールに基づき市民の皆様に傍聴していただくというもので、第一項において傍聴にあたっての手続き、第二項において傍聴者の順守事項、第三項において会議の秩序維持といった一般的なものを既定しております。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(藤木) はい、ありがとうございました。それでは議題2の調査審議計画及び調査手法の検討について、調査対象事案の審議にはいりたいと思います。まずは今後の調査審議計画について議論をしていきたいと思いますが、本件事案の内容を踏まえて検討することとなりますので、資料7審議会の設置及び運営に関する指針の第2ページ第7の1の(1)に該当するものと考えます。よって、ただいまより本部会の会議を非公開の扱いにさせていただきたいと思います。委員の皆様、ご異議等ございませんでしょうか。そうしましたら、ご異議がないということで以降の審議については非公開といたします。

- ・ 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- ・ 今後のスケジュールについて検討を行った。